

『アスベスト問題について』

今回は今マスコミを騒がせているアスベストについて考えてみます。私たち建築士も一部の専門の人を除いてクボタの事件※を知るまでは30年近く前に対策されてノンアスベスト化が済んでいるものと思っていたほどです。調べれば調べるほど我々の身近に使われており改築や改造工事の際には十分に気をつけなければいけない事が判ってきました。

石綿—アスベストとは1970年から1990年にかけて大量に輸入された天然に産出する繊維状鉱物で大きくは 白石綿—クリソタイルと青石綿—クロシドライト、茶石綿—アモサイトなどに大きく分類されますが、現在使われる石綿のほとんどはクロシドライトです。

筆者の体験から申し上げて 30年以上前の建物にはほぼ石綿が使用されており、12年以上前に完成している建物には使用している可能性が高いと思われまます。

又ビル、マンションだけではなく普通の家庭の改造などが20年程度前にされていれば、使用された新材材などの中に石綿が含まれる可能性は大きいと思われまます。

ここで主にアスベストが使用された建材の種類を書いておきましょう。

- 1 石綿強化セメント板 主に工場の屋根や壁に使われ、セメントやパーライトなどに繊維等を加えて成型したもの。煙突や配管保護材などにも。
- 2 屋根用化粧スレート セメントやケイ酸質原料を加圧成型した屋根材で壁などにも使用された。
- 3 ロックウール化粧吸音板等 岩綿を成型したもの、繊維質を混入して成型したもの。
- 4 吹きつけ石綿等 主に鉄骨工事の耐火被服や断熱工事に使用された。昭和49年以前に使用禁止 石綿含有ロックウールは昭和55年以前に禁止
- 5 その他 石綿版、ケイ酸カルシウム板、天井吹き付け材、接着材 等

上記以外にも、自動車のクラッチライニング、ブレーキパッド等いろいろな物に含まれていました。しかし上記のものがすべて有害というわけではなく、その状態が固形を維持しており、毛羽立ち、垂れ下がり、繊維の崩れ（吹きつけ材等）、局部的破損や欠損がなければ問題はないと思われまます。前記のような状態が見られれば専門家に相談し対処法を考えるべきでしょう。尚、石綿粉塵を吸入したことで起こる健康障害は石綿肺(石綿により起こった塵肺)、肺がん、胸膜、腹膜、心膜、中皮腫等特に呼吸器系の健康障害を起こしますが、時間をかけながら発症するところが特徴で、怖いところです。

さて、国土交通省では3月13日にアスベスト使用の有無について宅地建物取引業者に一定の調査説明を義務付ける法律の改正をおこない、この4月24日より公布されます。この改正には売買のみならず賃貸借契約に関わる重要事項説明にも義務付けられるものです。特に近年健康に対する要求が多様になり、又重要になってきました。築12年以上程度のマンションをお持ちの家主様にはアスベストの使用の検査とこれを機会にちょっとした改築、改造で健康とアメニテイの向上を考えて見てもいいのではないのでしょうか。

※ 大手機械メーカー:クボタが作っていたアスベスト補強セメント水道管製造工程でのアスベスト粉塵が原因と思われる中皮腫なる特殊ながんによって、78名もの死者がでたこと。さらに、会社関係者以外にも、周辺住民に発病者がでるほどになった(2005年3月:朝日新聞HPより抜粋)